

H23 松（建指）1001 号

平成 24 年 2 月 21 日

特定行政庁 松山市長 野 志 克 仁

（ 建 築 指 導 課 扱 ）

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（通知）

近年、急速に普及しつつある「太陽光発電設備等」については、建築基準法（以下「法」という。）における取扱いが法定されていないことから、判断に苦慮するところである。特に、当該設備に対する高さの算定に係る取扱いについては、それに基づく関連規定も多く適切な運用が求められる。そこで、平成 23 年 3 月 25 日付「国住指第 4936 号」において発せられた技術的助言、及び建築設備等に対する従来法の適用との整合性を鑑み、本市における建築基準法における取扱いを、以下のとおり明確化する。

記

1. 太陽光発電設備等と建築基準法施行令（以下「令」という。）第 2 条第 6 号ロに該当する部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、太陽光発電設備等は軽微な建築設備とし、令第 2 条第 6 号ロの規定に該当するものとする。
2. 太陽光発電設備等と令第 2 条第 6 号ロに該当する部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の 8 分の 1 を超える場合においては、太陽光発電設備等は建築物の部分とし、令第 2 条第 6 号ロ及びハの適用を受けないものとする。

（詳細は別添資料による）

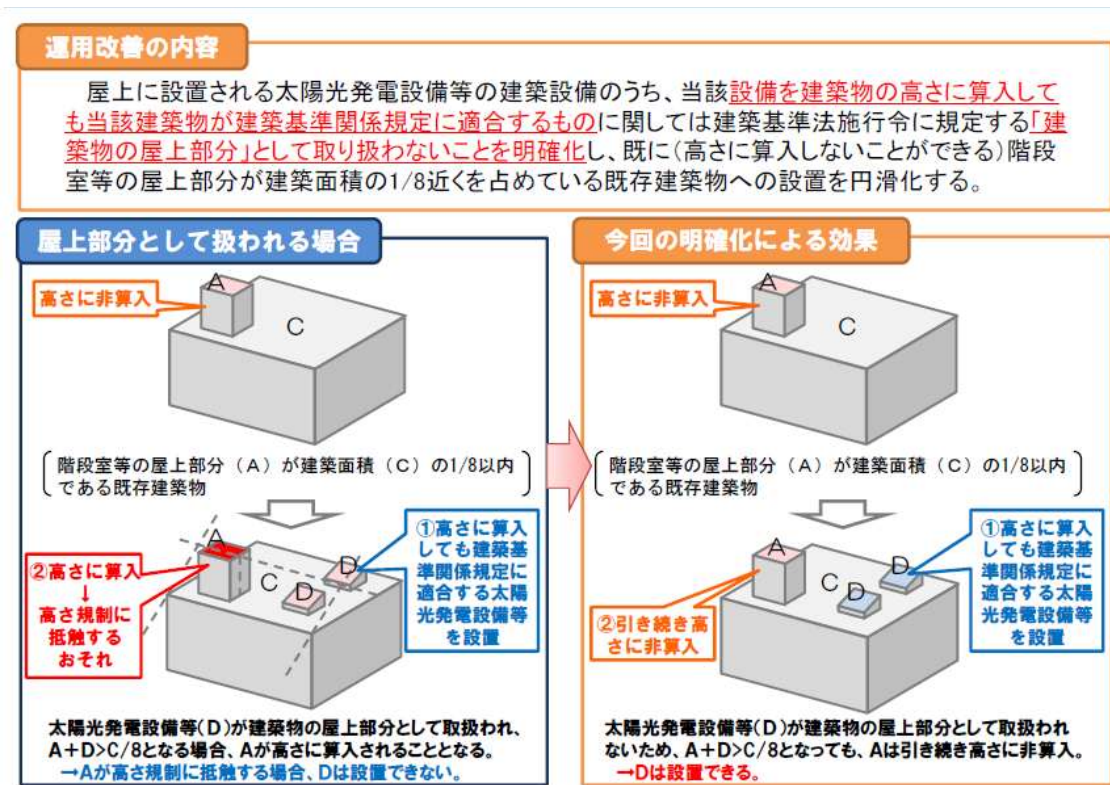
以上

(別添)

建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

(平成23年3月25日付「国住指第4936号」技術的助言 第3)



A部分：階段室等及び高架水槽、キュービクル等の太陽光発電設備等以外の建築設備
(令第2条第6号ロの適用を受ける部分)

D部分：太陽光発電設備等(※)の高い開放性を有する建築設備

(※) 新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器、小型風力発電設備)及び、
省エネ設備(ヒートポンプ、コージェネ設備、燃料電池等)

D部分については、建築物の部分として取扱い、設置に関しては建築基準関係規定に適合する必要がある。以下、通知2の場合における主な関係規定ごとの取扱いを示す。

1. 建築確認申請（法第 6 条第 1 項関係）等関連

- ① 建物本体と太陽光発電設備等を同時に建築する場合
申請書第 4 面に記載する最高高さは、D 部分を含めて算定する。
- ② 建築物の完了検査を受ける前に、太陽光発電設備等を建築する場合
最高高さが高くなる場合や、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかでない場合は、計画変更となる。
- ③ 既存の建築物に太陽光発電設備等を建築する場合
当該設備を設置することにより、床面積が増加しなければ確認申請は不要。ただし、当該設備を含めた建築物全体を建築基準関係規定に適合させること。

2. 構造耐力等規定（法第 20 条等関係）関連

D 部分を含めた高さにより、ルート判定、及び構造計算適合性判定等を行う。

3. 許可申請（法第 55 条（絶対高さ制限関係）、法第 56 条の 2（日影制限）、及び法第 59 条の 2（総合設計制度）等）関連

D 部分を含めた高さが、高さ制限等の規定に抵触する場合、確認申請が不要な場合においても、許可申請が必要となる。

4. 松山市中高層建築物の建築に関する指導要綱（以下「要綱」という。）関連

- ① 適用建築物（要綱第 3 条関係）の判定
D 部分を含めて算定した高さとする。
- ② 近隣関係者の範囲（要綱第 2 条関係）
D 部分を含めて算定した高さで決定する。